

形式的形成の訴えである共有物分割請求訴訟に おける積明権行使について

—持分権確認並びに共有物分割請求事件、最高裁平成3年（オ）1380号、平成8年10月31日第1小法廷判決（判例時報1592号51頁）の事案に基づき—

熱田 雅夫

第1 形式的形成の訴えの性質および特色

1 形式的形成訴訟とは

形式的形成訴訟については、以下のように説明される。

「法律関係の変動を目的とする点では、他の種類の形成の訴えとその性質を同じくするが、訴訟物たる形成原因または形成権が存在しない点に特徴がある。たとえば、民法258条1項にもとづく共有物分割の訴えの場合には、当事者は、裁判所に対して分割を請求するだけであり、いかなる法律要件事実にもとづいていかなる内容の分割が請求されるかは規定されていない。したがって、裁判所の審判の対象となる権利関係が存在しない。いわば、訴えという申立ては存在するが、訴訟上の請求または訴訟物が存在しないといってよい。この意味で、形式的形成の訴えは、訴訟の形式はとっているが、権利関係の確定を目的とするものではなく、その実質は非訟事件であり、ただ、対象となる法律関係の重要性などの政策的理由から訴訟手続とされているにすぎない。形式的という表現がされるのは、このためである。この類型に属する訴えの例としては、上記のもののほか、父を定める訴え（民法773条）、および土地境界確定の訴えがある。

形式的形成の訴えの訴訟法上の特色としては、処分権主義および弁論主義が妥当しないことが挙げられる。処分権主義および弁論主義は、訴訟物たる権利関係について私的自治の原則が妥当することにその根拠をもつが、この訴えの場合には、訴訟物たる権利関係が存在しないので、2つの原則が妥当

しない。その結果、境界確定の訴えを例にとれば、原告は、隣接する土地の境界線を定めることを申し立てれば足り、確定を求める特定の境界線を示す必要はない。かりに原告が特定の境界線を示したとしても、裁判所は、その境界線を越えた境界線を定めることも許されるし、控訴審における不利益変更禁止の原則も妥当しない。また、法律関係を基礎づける要件事実が存在しない以上、それについての真偽不明もありえない。したがって裁判所は、境界線が不明であることを理由として請求棄却判決をすることは許されず、職権にもとづいて何らかの境界線を定めなければならない（伊藤眞 「民事訴訟法」^(注1)）。

以上では、「土地境界確定の訴え」を例に形式的形成の訴えの訴訟法上の特色が説明されているが、ここに示された形式的形成の訴えの訴訟法上の特色は共有物分割請求の訴えでも同じであり、共有物分割請求の訴えにおいても、原告は、裁判所に対して分割を請求すれば足り、いかなる内容で分割すべきかを示す必要はなく、仮に原告が分割案を定めたとしても、裁判所は、それに拘束されることはない。

2 形式的形成の訴えにおける、当事者にとっての予測可能性確保機能の欠如（訴えの取下げも困難であることも含めて）

（1）形式的形成の訴えにおいては、処分権主義に基づく原告による訴訟物の特定がなされず、裁判所が当事者の申立てない事項については判決できないという民事訴訟法246条の原則が働かず、また、弁論主義に基づく①当事者が主張しない事実は裁判所が認定できない、②当事者間に争いのない事実はそのまま認定しなければならない、③職権証拠調べは原則できないという以上3テーゼの適用がなく、さらに、要件事実の不存在ゆえに主張責任・証明責任という概念がなく、そして、上訴における不利益変更禁止原則が働かない。

これはすなわち、形式的形成の訴えにおいては、民事訴訟手続における「予測可能性確保」の仕組みとなるものがないことを意味する。

（2）われわれの社会における予測可能性の重要性は、あらためて説明する

形式的形成の訴えである共有物分割請求訴訟における積権行使について（熱田）57

までもない。われわれは予測可能性によって、自らの受ける不利益や損失の最大限を確認して、その上で自らの行動を決定する。それが「リスク管理」である。

実際の弁護士業務においても、クライアントは必ず、これから起こすことになる訴訟の予測可能性を尋ねる。それは、商業活動にともなう紛争解決のための訴訟だけでなく、市民の日常生活にかかわる訴訟でも同じである。「先生、訴訟した場合には判決はどうなるのでしょうか」ということばは、どのクライアントの口からも発せられる。

それに対してわれわれ弁護士は、処分権主義、弁論主義、要件事実と主張責任・証明責任の諸概念を総動員して、訴訟になった場合にクライアントが受ける不利益または損失の最大限を予測し、その上でアドバイスをする。

しかし、形式的形成の訴えにおいては予測可能性確保の仕組みがないから、「リスクの範囲」がわからない。

しかも訴え提起すると、訴えの取下げには被告の同意が必要なことから、いったん訴えを提起してしまえば、被告が同意しない場合には、撤退することもできない。

原告になる当事者は、リスクの範囲がわからないまま、訴え取下げによる撤退もできないことを覚悟の上で、訴え提起しなければならないのである。

3 形式的形成の訴えにおける適正・公平な裁判または適正・公平な裁判が実現されるとの裁判所への信頼確保の道具立ての欠如

(1) 処分権主義、弁論主義、要件事実と主張責任・証明責任の各原則や概念は、裁判の適正・公平を担保する精巧な仕組みでもある。これらの各原則や概念を踏まえて、訴訟における手続が粛々と進められることによって、適正・公平な裁判が実現されていくといってもよい。

またこれらの各原則や概念を踏まえて手続がすすめられることによって恣意を排除した適正・公平な裁判がなされているとの裁判所への信頼を確保することもできるのである。

しかし、形式的形成の訴えにおいては、裁判所はこれらの各原則や概念な

しに適正・公平な裁判を実現していかなければならない。

(2) 本稿では、以下、形式的形成の訴えにおいて適正・公正な裁判を確保するための手立てとしての裁判所による情報開示と適切な釈明権行使の重要性を考え(第2)、その立場から形式的形成訴訟の一類型である共有物分割訴訟の判例(持分権確認並びに共有物分割請求事件、最高裁平成3年(オ)1380号、平成8年10月31日第1小法廷判決)における釈明権行使のあり方につき考察する(第3)。次いで、共有物分割訴訟にかかる事項につき若干の論考を試みる(第4)。

第2 形式的形成訴訟における予測可能性確保機能の欠如による利用者のリスク回避のための釈明権と、その前提としての裁判所による情報開示の重要性

1 このように形式的形成の訴えには、①予測可能性を確保する機能がなく、②適正・公平な裁判を確保しうる民事訴訟法上の諸原則や概念がない。このような状態でなお、適正・公平な裁判を行うには何が必要か。

ここで必須となるのは、①裁判所による情報開示と②それを前提とした適切な釈明権行使であると考ええる。

すなわち、裁判所は、まず、裁判所が当該事案について結論を導くために考えている論理の筋道(複数あるのであればそのすべて)、結論にいたるまでに用いる基準、必要な事実とそのための証拠、を当事者に適時に開示し、その上で適時適切な釈明権行使によって裁判所が考える論理の筋道に沿った事実の主張および証拠の提出を促す必要がある。

さらには、当事者の考える論理的な筋道と裁判所の考える筋道がずれているならば当事者に修正を促す必要がある。

また、結論にいたる論理の筋道そのものに対して当事者に異論があるならば当事者の主張をきちんと聴かなくてはならない。手続きにおける当事者の主張の背後に、その当事者にとっての別の本音があるならば、その本音を早く主張することを裁判所としては促す必要がある。

形式的形成の訴えである共有物分割請求訴訟における積明権行使について（熱田）59

このような裁判所による情報開示と適時・適切な積明権行使によって、形式的形成訴訟においても、適正・公平な裁判が実現できると考える。

そして同時に、予測可能性のない形式的形成の訴えにおける当事者の安心も得られることにもなると考える。

2 上記の認識を踏まえ、以下において、形式的形成訴訟の一類型である、共有物分割請求訴訟における積明権行使のあり方につき、平成8年10月31日最高裁第1小法廷判決（判例時報1592号51頁）の事案を見ていきたい。

第3 共有物分割請求訴訟における積明権行使のあり方について

～持分権確認並びに共有物分割請求事件、最高裁平成3年（オ）1380号、平成8年10月31日第1小法廷判決の事案に基づき～

1 当該判決およびその事案について

（1）事案の概要

[持分権確認並びに共有物分割請求事件、最高裁平成3年（オ）1380号事件（平成8年10月31日小法廷判決、破棄差戻、第一審山口地裁萩支部昭和62年（ワ）20号事件（平成元年10月20日判決）、第二審広島高裁平成元年（ネ）358号（平成3年6月20日判決）判例時報1592号51頁]

本件は、共有物の分割協議がととのわないため、共有物である本件不動産について、共有者であるXらが、残る共有者であるA（Yらの被承継人）に対して、共有物分割等を求める訴えを提起した事案である。Aは、本件不動産について3分の1の持分を有するにすぎないが、昭和48年以来、本件建物にその家族と共に居住し、ここを生活の本拠にしてきた。他の共有者であるXらは、それぞれ別に家を構えていて、Aが本件建物に居住することについては、事実上、これを容認してきたという事情がある。本件訴訟において、Aが本件不動産の単独取得（全面的価格賠償の方法による分割）を希望したのに対し、Xらは、本件不動産を取得したいとの申出をしてはおらず、競売による分割を希望していた事案である。

（2）第一審および原審の判断と最高裁の結論

この事案について一審は、本件不動産を競売に付して売得金を分割することを命じた。

原審は、民法258条の共有物分割の方法として全面的価格賠償の方法を採用することも許されると判示した上で、本件不動産をAの単独所有とし、Aに対し、Xらの持分価格合計550万円余の賠償を命じた。

これに対し、本最高裁判決は、民法258条2項は、すべての場合に分割の方法を現物分割または競売による分割のみに限定した趣旨のものではなく、全面的価格賠償の方法による共有物分割も許されるという判断を示し、これと同旨の原審の判断を是認したが、本件の事案については、いまだ全面的価格賠償の方法によるべき特段の事情の存在を認めるには足りないとして、原判決を破棄した。

本判決は、全面的価格賠償の方法によることのできる要件として、① 当該共有物の性質・形状、共有関係の発生原因等の事情を総合的に考慮し、当該共有物を共有者のうちの特定の者に取得させるのが相当であると認められること、② 他の共有者にはその持分の価格を取得させることとしても共有者間の実質的公平を害しないと認められることの2点を挙げる。

そして②の実質的公平を害しないと認められることという要件については、さらに、ア 共有物の価格が適正に評価されていること、イ 当該共有物を取得する者に賠償金の支払能力があること、という具体的事実が必要であると判示している。そして本件においては、本事案のAに、他の共有者に対する賠償金の支払能力がある事実を確定することなく、直ちに全面的価格賠償の方法を採用し、本事案の共有不動産をAの単独所有とした上、Aに対して他の共有者の持分の価格の賠償を命じた原審の判断には違法があるとして、原判決を破棄した。

2 当該最高裁判決に対する本稿のアプローチ

本判決は、Aによる当該不動産の現実の利用状況を重視する必要性が高いとの価値判断（競売による自由競争による入札の結果居住利益が損なわれることを是としないと価値判断）を行った上で、共有物分割請求につき全面

的価格賠償の方法も採用できるとした上で、そのための要件提示をしたものと考えられる。

ただ、私のこの論稿は、この最高裁の不動産の現実の利用状況を重視するとの価値判断、その価値判断を前提としての全面的価格賠償の方法の採用、および、当該共有物を取得する者に賠償金の支払能力があることを認めるための要件の是非を論じるものではない（ちなみに、私自身は、この最高裁の判断内容に対しては賛成するものである）。

この論稿では、最高裁の判断に沿って、全面的価格賠償の方法も採用できることを前提とした上で、共有物分割訴訟の事実審において裁判所はいかに適切に積明権を行使すべきかを、当該事件を材料として具体的に考察する。

3 本件事案における積明権行使のあり方

（1）裁判所の積明権行使は、要件に沿って行われなくてはならない。要件事実が実体法によって定まっている場合には、当然実体法上の要件事実によって積明権行使がなされていかなければならない。しかし要件事実のない形式的形成の訴えでは、裁判所自らが実体法の要件事実にあたる基準を定立してそれに沿って積明権を行使することになる。

最高裁判例によって要件となるべき基準が定立されている場合は、その判例の基準によって積明権が行使される。しかし、判例がない分野の場合には、下級審が要件となる基準定立から行うことになるので、その負担が実に重くなることは、容易に推察できる。

本論稿では、平成8年最高裁判例の示した要件たる基準によって、事実審である下級審においてどのような積明権行使が求められるのかを具体的に検討する。つまりすべてが分かったあとの事後評価なのでどのようにでも論じられるといわれればそのとおりだが、適切な積明権行使のあり方を考えるためには、この事後検討は不可欠であると考え。特に、形式的形成訴訟は要件事実がなく裁判所が極めて大きな裁量権を有している訴訟類型であるからこそ、その裁量権行使をより適切なものへと研ぎ澄ましていく必要があり、そのためにも検証が試みられなければならない。

(2) 「① 当該共有物の性質・形状、共有関係の発生原因等の事情を総合的に考慮し、当該共有物を共有者のうちの特定の者に取得させるのが相当であると認められること」について

この点に関しては本件事案では、「建物の居住の利益を重視する」との裁判所の価値判断があったものと考えられる。であれば、裁判所は「居住の利益を重視する」との価値判断をしていることを当事者に示した上で、当該建物を現に占有する者の居住状況、その必要性の高さに関する事実についてそれぞれの当事者に主張させ、証拠の提出を促していく必要がある。

その際裁判所は、証拠との距離等を斟酌しながら誰にその証拠の提出を求めるか、つまり「証明責任」に準ずる振り分けをしなくてはならない。そして当事者の予測可能性を確保して不意打ちを防止するために、裁判所はどのように振り分けをするか、を当事者に適時開示する必要がある。

また前提として裁判所は、「居住利益を重視する」との価値判断の正当性、すなわち、裁判所によって立つ法的観点の正当性につき、当事者に示す必要がある。殊に最高裁での解釈が示されていない分野についての価値判断だった場合には、下級審での説明は不可欠であろう。

そして裁判所が当該法的観点到立つということとその正当性については、事実審のその審級において判決で初めて示すことがあってはならず、審理の過程であらかじめ示されなければならない。そうでなければ、当事者はいわば羅針盤を欠いた状態での主張立証を強いられ、結果的に時間と労力の大きな無駄を強いられることにもなる。

法的観点の正当性の説明に対して当事者からの反対意見が示された場合には、その反対意見に対して対応することも必要になる。

(3) 「②のア 共有物の価格が適正に評価されていること」について

上記(2)だけでも裁判所の負担は相当重いですが、さらに、②のア 共有物の価格が適正に評価されていること、も重い。

価格の適正は、当事者にとって最大の利害であり、その多寡によって当事者のその後の行動を大きく左右することになる。問題は、その価格が当事者

の事前の予測の範囲内かどうか、である。裁判所が価格について頻繁に当事者を含めて一般の予測を超える判断を示すとすれば、その事件だけでなく、その後の共有物分割請求の訴え提起そのものに萎縮効果が働くことにもなる。したがって、裁判所は一般の予測の範囲内の価格、適正価格として一般に納得を得られる価格を用いる必要がある。

適正価格として一般に納得を得られるか、は、価格を導く方法としてどの方法をとるか、と密接に関わる。すなわち、不動産鑑定士の鑑定によるか、固定資産評価によるか、公に刊行されているものから導くのか、宅地建物取引業者の示す金額を用いるのかといったことである。

当事者は、裁判所がどの方法を用いるかにつき重大な関心を持っているし、その方法の予測可能性を必要とする。上に挙げた方法のうち、どれをとるのかによって当事者の立証活動は大きく変わるからである。

したがって、裁判所は当該事案においていかなる方法を用いて適正な価格を導くのかを適切な時期に明確に示し、当事者がそれに沿って立証活動ができるようにしなくてはならないし、また、場合によっては、その方法をとることに対して当事者に反論があればそれを主張できるようにしなくてはならない。

少し横道にそれるが、この種の事案における「価格」に関して、当該物を利用してない共有者は、実際に利用している共有者のそれまでの利用の対価を価格に反映させるべきとの主張をすることも多いと思われる。また不動産であれば、それまでの固定資産税を負担してきた共有者が、それまでの固定資産税負担額を価格に反映させるべきとの主張をすることが多いと思われる。その主張に対しても、裁判所は、法令上の根拠を示しての適切な説明と積明権行使が求められる。

（４）「②のイ 当該共有物を取得する者に賠償金の支払能力があること」について

この点もまた、困難である。

当事者からの実際の支払の可能性がないのに全面的価格賠償を認めても、

それは事案の解決にはならないし、当事者の公平は図れない。それゆえこの要件の充足を求めることは必要である。しかし当事者の支払能力の判断資料提出を当事者にいかに求めていくかは困難な問題である。当事者が資料の提出を躊躇したり控えたりすることがないように、裁判所は当事者に協力を求めなければならない。

そしてそのためには、まず裁判所が「支払可能性がある」ということはどのような事実があることなのか、その立証資料としてどのような種類の証拠が想定されるかということ当事者に対して適切に示す必要があるだろう。

(5) 以上、当該事案に即して、形式的形成訴訟たる共有物分割請求訴訟において、ことに全面的価格賠償の方法が最高裁によって正面から是認されたこの状況において、適正・公平な裁判を実現するために裁判所がなすべきことにつき、具体的に考察した。

考察の結果からは、共有物分割請求訴訟において裁判所に求められるものは、他の一般民事事件に比して、相当程度に大きな負担であり、多くの時間を必要とすることが推察できる。

4 さらに訴訟指揮の方法に踏み込んで（付調停、控訴審による原審への差し戻し）

(1) ここまでは、共有物分割請求訴訟において適正・公平な裁判を実現するために裁判所がなすべきことにつき、裁判所の釈明権行使に焦点をあててみてきたが、裁判所の訴訟指揮一般にまで広げて考えれば、さらに工夫の余地もある。

ひとつは、調停を利用することである。訴え提起ののち調停に付した上で（民事調停法20条）、調停委員の専門性（不動産鑑定士の不動産評価の知見や弁護士の法的知見等）の活用である。専門委員制度も考えられるが、専門委員の場合にはその権限の制約があるので付調停の方がより効果的であろう。

(2) また控訴審の場合は、自判だけでなく、控訴審審理において整理した結果を示した上での差し戻し判決も考えてよいと思う。控訴審での整理にもとづき、差し戻し審で付調停にし、そこで集中的に裁判所と当事者とのディ

スカッションをすることで充実した審理が期待できるのではないかと思う。

ただこの論稿で取り上げた事案に関しては、最高裁に全面的価格賠償の方法の是非の判断を求める必要があったことから、控訴審は自判の方法しかなかったと思われるが、最高裁が全面的価格賠償の方法を肯認した以上は、今後は、控訴審は差し戻し判決も重要な選択肢として用意することになる。

5 当該判例についての評釈と奈良論文の内容、それに奈良論文の私の評価

ところで、当該判例についての判例時報の評釈^(注2)は、本判決が、共有物分割の選択肢の一つとして全面的価格賠償の方法を正面から肯認したことにより、今後、実務において、共有物分割の多様化・弾力化が一層進められ、事案に応じた合理的で妥当な解決が図られることが期待される、として高く評価するが、同時に学説には、全面的価格賠償の方法に強く反対する説も唱えられているとして、奈良次郎「共有物分割訴訟の分割方式の多様化と審理への影響」等の論文を挙げる^(注3)。

しかし、同氏の論文の趣旨は、理論上全面的価格賠償の方法に反対するというより、むしろ全面的価格賠償の方法も可能だとすると、裁判所に積明権行使等の訴訟指揮にかなり高度な能力が必要とされ、裁判所に大きな役割が求められるが、裁判所にはそれに対する能力が醸成されていないので、この段階では全面的価格賠償の方法を用いることができることに危惧を覚える、というところにあると私には受け取れる（なお、上記論文は、職権主義を抑制し、当事者主義を強調するものである。しかし、形成要件すなわち要件事実がなく、共有物分割の方法が多様化され、分割内容が無数に考えられる共有物分割請求訴訟において、適正・妥当な当事者主義の方法を実現するためには、積明権行使も含めて裁判所に高度の能力が要求され、その負担がとても大きなものになることは当然のことである。）。

確かに全面的価格賠償の方法を用いることができるとなると、上記3で述べたように裁判所は多くの点においてきめ細かい目配りをしながら、適時・適切に積明権を行使しつつ裁判を進行させなくてはならないから、裁判所に

高度な能力が必要とされる、つまり裁判所に大きな負担が生じることになる。この点については、私も同感である。

しかしだからといって全面的価格賠償の方法を用いることができないとは考えるべきではない。全面的価格賠償の方法が必要とされ、実体法体系の中で解釈として許容されるものと考えられるのに、それが裁判所の体制が整っていないからという理由から、その方法が封じられることになってはならないだろう。

裁判所に高度な能力が必要とされるのであれば、法曹養成教育、さらには裁判官研修の充実によってそれに応えられるようにすべきである。

第4 共有物分割訴訟をめぐって

1 積明権の位置づけ ～その捉え方についての考察～

裁判所の積明権については、伝統的に、弁論主義を補完するものであると説明されてきた。確かに民事訴訟法を最初に学ぶ段階では、積明権を、弁論主義を補完するものと位置づけ知識を体系化することは意義あるものと考えられる。

しかし、本論稿でも考察したように、裁判所の積明権は、弁論主義の適用のないとされる訴訟形態において、よりその存在感を増すのではないかと考える。

むしろ、積明権は、弁論主義の妥当する手続にとどまらず、民事訴訟手続（行政訴訟も含め）一般において適正・公平な裁判を可能にするためのものであると言えるのであって、そして弁論主義の妥当する手続においては、たまたま、当事者の役割が相対的に大きいことから、裁判所の積明権行使が、結果的に補完的なものにとどまっているのだと考えるのが適切ではないかとも思う。

新堂幸司「新民事訴訟法」は、「積明権・積明義務の問題をたんに弁論主義を補完するものと位置づけるだけでは、適切でない。職権探知主義の場合も含め、審理の充実・促進化と公平な審理を実質化するための裁判所側の手

形式的形成の訴えである共有物分割請求訴訟における積権行使について（熱田）67

段と位置付けるべきものである。当事者の方からいえば、事件についての裁判所の見通しおよび相手方の見立てを十分にインフォームドされた状況で、みずからの弁論を展開できる地位（弁論権）ないし手続保障を確保される重要な装置ということになる」^(注4)と指摘するが、民事訴訟実務に携わる者の一人として私も全く同感である。

そして本稿で取り上げた訴訟類型である、共有物分割請求訴訟に携わった際にもこの点を特に強く感じたのである。

2 共有物分割請求訴訟の研究、さらには教育・研修の必要性について

ところで、共有物分割請求の数は多くないとされるが^(注5)、弁護士または調停委員としての経験からすると一定の頻度では提起される訴訟形態である。また、遺産分割協議を行った後にも不動産の共同所有状態が残されたままになっているケースもあること、共同事業の解体・清算の際に共同事業間での共同所有不動産も清算の対象にしなければならないこと等、共同所有を解体しなければならない場面は一定頻度で生じる。このことは、私の法律相談事例としてもときどき出くわすものである。

また共有物分割請求訴訟はそのほとんどは、不動産、特に土地の共同所有関係を解体する事例である。この不動産は、生活の本拠として、また生産手段として不可欠な財産である。さらに自由競争原理による競売によるか居住利益の保護を重視するか、ということに関係者それぞれの価値観にも関わることがらである。

これらのことに鑑みれば、共有物分割請求訴訟については、その実体法分野においても、また手続法分野においてもさらなる研究が必要であるし、共有物分割訴訟を担う実務家のための充実した教育・研修が必要である。

第5 終わりに

この共有物分割請求訴訟事案は、民事訴訟法の原則や基本概念の意味とその機能を効果的に教育するための教材開発の材料として有用であると考え。すなわち、形式的形成の訴えは、処分権主義、弁論主義が働かず、形成要件

がなくそれゆえ主張責任・証明責任の概念もないことから、いわば民事訴訟法の原則や基本概念を「裏」から理解させる効果的な教材とできるし、さらに釈明権とはどういうものか、合わせ裁判所と当事者の役割を考察させるのに格好の教材になると考える。

また、当該事案は、実体法と手続法の両方にまたがる問題であることから、島根大学法務研究科における民法と民事訴訟法の教員間において、または研究者教員と弁護士教員の間において、共同・連携して研究すべきテーマとしても重要な事案であると思う。

これらのことを思いながらこの論稿の筆を置く事にする。

(注1) 伊藤眞「民事訴訟法」第4版 162頁以下

(注2) 判例時報1592号 52頁

(注3) 奈良次郎「共有物分割訴訟の分割方式の多様化と審理への影響」
判例タイムズNo911号 48頁以下

(注4) 新堂幸司「新民事訴訟法」第5版 492頁

(注5) 奈良次郎「共有物分割訴訟の分割方式の多様化と審理への影響」
判例タイムズNo911号 61頁